

生活習慣病重症化予防における受診勧奨について

共済組合では、生活習慣病重症化予防のため、令和2年度の特定健康診査の結果から、医療機関への受診が必要な方を把握し、かつ医療機関への受診履歴がない方に対して、受診勧奨通知を送付します。

【実施方法】

1 受診勧奨域の判定条件

令和2年度の特定健康診査の結果から、以下条件のいずれかに該当する場合、受診勧奨域と判定します。

- ① 血圧 (収縮期140mmHg以上、または拡張期90mmHg以上)
- ② 血糖 (空腹時血糖126mg/dL以上、空腹時血糖が無い場合はHbA1c6.5%以上
空腹時血糖とHbA1cが無い場合は、随時血糖126mg/dL以上)
- ③ 脂質 (中性脂肪300mg/dL以上、またはHDLコレステロール35mg/dL未満)



2 対象者

上記1の判定条件に該当する方(組合員のみ)のうち、医療機関への受診履歴がない方

3 通知方法

所属所経由で通知します。(令和3年7月頃発送予定。)

4 再勧奨

通知後、3カ月間医療機関に受診履歴がない方に対して、所属所経由で再勧奨通知を送付します。(令和4年2月頃発送予定。)

※令和2年度の特定健康診査の結果により受診勧奨を通知するため、すでに医療機関を受診し数値が改善されている方にも通知される場合がありますことをあらかじめご了承ください。